四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市、石川県七尾市、島根県雲南市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町並びに宮崎県日南市

二　地域再生計画の名称　自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市、石川県七尾市、島根県雲南市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町並びに宮崎県日南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、長野県下伊那郡高森町、和歌山県西牟婁郡上富田町、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市

二　地域再生計画の名称　人材育成（「大人の社会塾」事業）による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、長野県下伊那郡高森町、和歌山県西牟婁郡上富田町、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県、宮城県、秋田県及び山形県

二　地域再生計画の名称　岩手・宮城・秋田・山形連携による未来を創るものづくり企業等イノベーション創出促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び山形県

二　地域再生計画の名称　宮城・山形の魅力ある地域資源の輸出拡大による攻めの農林水産業推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県及び山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町

二　地域再生計画の名称　ＤＭＯによる国際観光都市を目指した新たな観光誘客コンテンツ開発・しごと創生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県名張市、奈良県宇陀市並びに奈良県山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡東吉野村

二　地域再生計画の名称　広域連携ＤＭＯ設立による「新しい人」の流れ創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県名張市、奈良県宇陀市並びに奈良県山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡東吉野村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県米子市及び境港市並びに島根県松江市、出雲市及び安来市

二　地域再生計画の名称　地域再生「中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト」～山陰まんなか共和国の挑戦～

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、日野町及び江府町並びに島根県松江市、出雲市及び安来市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）